

【改定前】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和3年10月

福岡市水道局

【改定後】

水道工事共通仕様書
水道管実施設計委託仕様書
水道用資機材仕様書

令和4年10月

福岡市水道局

【改定前】

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

1-1-9 工事用地等の使用

2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

1-1-21 建設副産物

8. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

1-1-31 工事中の安全確保

10. 受注者は工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

1-1-36 環境対策

6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 23 年 7 月 13 日付国総環リ第 1 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

【改定後】

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

1-1-9 工事用地等の使用

2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

1-1-21 建設副産物

8. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

1-1-31 工事中の安全確保

10. 受注者は工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

1-1-36 環境対策

6. 受注者は、工事の施工にあたり表 1-2 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表 1-3 に示す建設機械を使用する場合は、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年 6 月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）16 条第 1 項第 2 号もしくは第 20 条第 1 項第 2 号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付建設省経機発第 249 号）」もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

4

6

10

17

20

【改定前】

1-1-38 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成30年12月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年9月改正 政令第109号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (8) 雇用保険法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (9) 労働者災害補償保険法（平成30年5月改正 法律第31号）
- (10) 健康保険法（令和元年5月改正 法律第9号）
- (11) 中小企業退職金共済法（令和元年5月改正 法律第16号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（平成30年12月改正 法律第102号）
- (14) 道路法（平成30年3月改正 法律第6号）
- (15) 道路交通法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (16) 道路運送法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (17) 道路運送車両法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (18) 砂防法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）

【改定後】

1-1-38 交通安全管理

4. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第5号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1-1-40 諸法令の遵守

1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 地方自治法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (2) 建設業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）
- (4) 労働基準法（令和2年3月改正 法律第14号）
- (5) 労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (6) 作業環境測定法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (7) じん肺法（平成30年7月改正 法律第71号）
- (8) 雇用保険法（令和2年6月改正 法律第54号）
- (9) 労働者災害補償保険法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (10) 健康保険法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (11) 中小企業退職金共済法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）
- (13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号）
- (14) 道路法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (16) 道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）
- (17) 道路運送車両法（令和2年3月改正 法律第5号）
- (18) 砂防法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (19) 地すべり等防止法（平成29年6月改正 法律第45号）

22

23

24

【改定前】

- (20) 河川法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (22) 港湾法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)
- (26) 航空法 (令和元年 6 月改正 法律第 38 号)
- (27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
- (28) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号)
- (30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)
- (31) 火薬類取締法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (32) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (38) 文化財保護法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (39) 砂利採取法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (40) 電気事業法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)
- (42) 測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (43) 建築基準法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)
- (49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年 5 月改正 法律第 18 号)
- (51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)
- (53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)
- (55) 自然公園法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)
- (58) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
- (59) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (60) 漁業法 (令和元年 5 月改正 法律第 1 号)
- (61) 空港法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)

【改定後】

- (20) 河川法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (22) 港湾法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
- (23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)
- (26) 航空法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 61 号)
- (27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
- (28) 軌道法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (29) 森林法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号)
- (31) 火薬類取締法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (32) 大気汚染防止法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号)
- (33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (38) 文化財保護法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (39) 砂利採取法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (40) 電気事業法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 49 号)
- (41) 消防法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)
- (42) 測量法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (43) 建築基準法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 43 号)
- (44) 都市公園法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)
- (46) 土壌汚染対策法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (47) 駐車場法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号)
- (48) 海上交通安全法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)
- (49) 海上衝突予防法 (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年 5 月改正 法律第 18 号)
- (51) 船員法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号)
- (53) 船舶安全法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (54) 自然環境保全法 (平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号)
- (55) 自然公園法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)
- (58) 河川法施行法 (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)
- (59) 技術士法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (60) 漁業法 (令和元年 5 月改正 法律第 1 号)
- (61) 空港法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)

【改定前】

- (62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (63) 厚生年金保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)
- (64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
- (67) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (68) 所得税法 (令和元年 6 月改正 法律第 28 号)
- (69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (70) 船員保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号)
- (71) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号)
- (72) 電波法 (令和元年 6 月改正 法律第 23 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年 6 月改正 法律第 20 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号)
- (75) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)
- (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)
- (82) 福岡市関係条例
- (83) 水道法 (令和元年 10 月改正 法律第 92 号)

1-1-44 提出書類

【改定後】

- (62) 計量法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (63) 厚生年金保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
- (64) 航路標識法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)
- (66) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)
- (67) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (68) 所得税法 (令和 2 年 3 月改正 法律第 8 号)
- (69) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号)
- (70) 船員保険法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 52 号)
- (71) 著作権法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 48 号)
- (72) 電波法 (令和 2 年 4 月改正 法律第 23 号)
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和 2 年 3 月改正 法律第 14 号)
- (75) 農薬取締法 (令和元年 12 月改正 法律第 62 号)
- (76) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号)
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号)
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号)
- (79) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和 2 年 6 月改正 法律第 42 号)
- (82) 福岡市関係条例
- (83) 水道法 (令和元年 10 月改正 法律第 92 号)

1-1-44 提出書類

3. 受注者は、「福岡市電子納品の手引き【土木工事編】」に基づいて電子成果品及び紙の成果品を作成及び納品しなければならない。

26

27

【改定前】

2-15-1 道路標識

表 2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表 2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	57	14	7.0	11
	40°	95	54	13	7.0	11
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

【改定後】

2-15-1 道路標識

表 2-28 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
	40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
	40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

表 2-29 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
	40°	110	70	16	8.0	16
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	7.0	11
	40°	95	64	13	7.0	11
2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3
	40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117（再帰性反射材）による。

【改定前】

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境庁 水質汚濁に係る環境基準について	（平成31年3月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（平成27年3月）
全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成24年4月）
日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）

【改定後】

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路橋協会 鋼道路橋施工便覧	（令和2年9月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月一部改正）
環境庁 水質汚濁に係る環境基準について	（平成31年3月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）
全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会 道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会 切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	（平成24年7月）
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	（平成24年4月）
日本道路協会 舗装再生便覧	（平成22年11月）

【改定前】

【改定後】

日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9 年 12 月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成 24 年 3 月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
国土交通省 道路標識設置基準	(令和元年 10 月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成 11 年 11 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成 11 年 11 月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(平成 29 年 6 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成 27 年 3 月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4 年 10 月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成 21 年 4 月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	(平成 30 年 10 月)

3-3-4 矢板工

14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2m 程度として施工しなければならない。

3-3-9 小型標識工

- 受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。
- 受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
- 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、**リン**酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

日本道路協会 舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成 9 年 12 月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成 24 年 3 月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和 50 年 7 月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説	(令和 2 年 6 月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和 59 年 10 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成 11 年 11 月)
建設省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) 〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成 11 年 11 月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成 14 年 5 月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン	(令和 2 年 7 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 土木構造物マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)	(平成 13 年 12 月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成 27 年 3 月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成 4 年 10 月)
厚生労働省 手すり先行工法等に関するガイドライン	(平成 21 年 4 月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	(平成 30 年 10 月)

3-3-4 矢板工

14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は 2m 程度として施工しなければならない。

3-3-9 小型標識工

- 受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が**確実かつ**容易な反射材料を用いなければならない。
- 受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。**ただし**、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。
- 受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆(酸洗い)などの下地処理を行った後、**リン**酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

【改定前】

3-4-4 既製杭工

21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。

3-4-9 鋼管矢板基礎工

11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。

3-6-7 アスファルト舗装工

4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

3-6-11 グースアスファルト舗装工

9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

【改定後】

3-4-4 既製杭工

21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。

(2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で**かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせ**なければならない。

89

3-4-9 鋼管矢板基礎工

11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。

(1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工技術者を常駐させなければならない。

(2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者で**かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせ**なければならない。

95

3-6-7 アスファルト舗装工

4. 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

(4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（**出荷時**）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

111

3-6-11 グースアスファルト舗装工

9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

(2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリユエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の**質量**などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

119

【改定前】

3-10-15 トンネル仮設備工

10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3 mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、3 mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル	(平成25年12月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
建設省 堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
国土技術研究センター 河川土工マニュアル	(平成21年4月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)
国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省 発生土利用基準	(平成18年8月)

4-4-1 一般事項

15. 受注者は、建設発生土の処理結果について、「建設発生土処理明細書」「建設発生土確認票」を監督職員に提出し報告しなければならない。

また、「その他残土処理明細書」、「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【改定後】

3-10-15 トンネル仮設備工

10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは2 mg/m³以下とし、掘削断面積が小さいため、2 mg/m³を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2 mg/m³に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

146

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針	(平成24年8月)
日本道路協会 道路土工－盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針	(平成21年6月)
土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル	(平成25年12月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
建設省 堤防余盛基準について	(昭和44年1月)
土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル	(平成25年12月)
土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
土木研究センター 補強土(テールアルメ)壁工法 設計・施工マニュアル	(平成26年8月)
国土技術研究センター 河川土工マニュアル	(平成21年4月)
日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説	(平成29年3月)
国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準	(平成18年6月)
国土交通省 発生土利用基準	(平成18年8月)

148

4-4-1 一般事項

15. 受注者は、建設発生土の処理結果について、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出し報告しなければならない。

また、「建設発生土処理明細書」、「処理数量が確認できる処分場の受入検印のある搬入伝票」等について、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

154

【改定前】

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成30年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成30年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（平成19年8月）

5-3-3 配合

1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティを**もつ**範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

2. 材料の計量

（6）受注者は、各材料を、**一練り**分ずつ**重量**で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、**一練り**の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

5-7-5 継手

3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。

また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に**相互**にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、
継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるときともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。

【改定後】

第2節 適用すべき諸基準

1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成30年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	（平成30年3月）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	（平成24年6月）
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	（平成14年7月31日）
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について	（平成14年7月31日）
土木学会	鉄筋定着・継手指針	（令和2年3月）

159

5-3-3 配合

1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが**得られる**範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

161

5-5-4 材料の計量及び練混ぜ

2. 材料の計量

（6）受注者は、各材料を、**一バッチ**分ずつ**質量**で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、**表5-2に示した許容差内である場合には**、容積で計量してもよいものとする。なお、**一バッチ**の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りまぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。

163

5-7-5 継手

3. 受注者は、原則、継手を同一断面に集めてはならない。

また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に**互い**にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、
継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるときともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。

170

【改定前】

【改定後】

8. 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
- ①使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。
 - ②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和 2 年 3 月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。
9. 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。